令和5年度青ヶ島村住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金について

エネルギー・食料品等の価格高騰に直面する村民のうち、特に家計への影響が大きい 均等割のみ課税世帯等に対して、給付金を支給します。

支給対象 ※以下に該当する世帯の世帯主

令和5年12月1日(基準日)に青ヶ島村に住民票があり、世帯全員が令和5年度 住民税均等割のみ課税者もしくは均等割のみ課税者及び均等割非課税者で構成され る世帯

申請方法

・対象世帯に郵送する確認書および申請書に必要事項を記入し、期限までに村役場へ提出してください。期限までに提出がなかった場合、本給付を辞退したものとみなします。 ※令和5年1月2日~令和5年12月1日までの間に転入した世帯及び未申告世帯には確認書等は送付されません。要件を満たす場合は村役場へご連絡ください。

給付額

10万円

※本給付金は非課税対象であり、支給を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、または 差し押さえることができません。

提出期限

確認書、申請書 : 令和6年3月8日(金) ~ 令和6年3月22日(金) ※期限後の申請は受付できませんのでご了承ください。

給付金詐欺等にご注意ください

※青ヶ島村がATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。